

鳴海駅前市街地再開発事業用地
暫定利用者募集要項
(社会実験その④)

令和5年1月

名古屋市住宅都市局
緑都市整備事務所

1 趣旨

鳴海駅前市街地再開発事業の推進に向け、再開発事業用地における催し等の実施による暫定利用を通して、鳴海駅前のにぎわいの創出を図るとともに今後整備される駅前広場の活用・運営検討を行うため、社会実験を実施するものです。

2 実施概要

(1) 社会実験場所

A街区：名古屋市緑区鳴海町字上汐田内の一部（28m×28m）

B街区：名古屋市緑区鳴海町字上向田内の一部（38m×24m）

（添付「社会実験場所図」参照）

※現地確認希望者は、名古屋市緑都市整備事務所までご連絡ください。

(2) 実施期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

（年末年始（12/29～1/3）を除く）

(3) 使用できる時間

午前9時から午後5時まで

※使用時間には準備、撤収の時間を含みます。

※使用時間の延長についてはご相談ください。

(4) 使用条件

鳴海駅周辺のにぎわいの創出や活性化に資する催し等であること

[具体例]

- ・地元のお祭りや子ども会のイベント等、地元の方が使用するもの
- ・文化交流、啓発といった公共性・社会性のあるもの
- ・ワークショップ、物品販売（マルシェ、キッチンカーなど）

※申込時等に実施内容を確認させていただきます。

実施内容によってはお断りをさせていただくことや、事前に周辺住民の同意を求めることがあります。

(5) 使用料

全体使用：A街区 7,840 円/日、B街区 9,120 円/日

区画使用：1区画（5m×7m）350 円/日

※実施内容によっては減免となる場合があります。

3 参加の方法

(1) 参加の要件

- ① 本募集の趣旨を理解し、市の検討に必要な情報を得るために協力（参加者アンケート及び来場者アンケートの実施等）ができること。また、本社会実験により市が得た情報を、統計的なデータとして公表することに同意できること。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等に該当しないこと。
- ③ キッチンカー等で飲食販売を行う場合は、愛知県内の保健所（名古屋市は各保健センター）の食品営業許可を受けている者であること。その他関係法令の必要な許可を取得していること。
- ④ イベントを実施する場合はイベント賠償責任保険、飲食物品販売を行う場合は生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること。
- ⑤ 市税等の滞納がないこと。

(2) 参加資格の喪失

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 暫定利用の継続に悪影響を与える行為があったと本市が判断した場合。
- ③ 反社会的活動のために利用するなど法令及び公序良俗に反する用に供しようとする場合。
- ④ その他本募集の趣旨に反する用に供した場合。

(3) 申込方法（申込みは**先着順**となります。）

① 全体使用（イベント等）

ア 申込受付期間

使用する月の3ヵ月前の月の初日（土日祝日の場合は翌開庁日）から
使用する日の3週間前（土日祝日の場合は前開庁日）まで
※添付「使用の流れ」参照
※申込期間前であっても、事前相談は随時対応します。

イ 必要書類 各1部

名称	提出期限
A 企画書（任意様式）…実施内容がわかるもの	申込時
B 参加申込書兼誓約書（添付様式）	使用する日の 2週間前まで
C 管理地使用許可申請書（添付様式）	
D その他（必要に応じて提出） （例）・スケジュール表（設営から撤去完了まで。音出し時間は必ず明記すること） ・配置図、平面図（設置物、電気、給排水など） ・出店内容及び出店者名リスト（飲食、物販など） ・関係行政機関等届出の写し（消防署、保健センターなど）	

② 区画使用（キッチンカー等）

ア 申込受付期間

使用する月の2ヵ月前の月の初日（土日祝日の場合は翌開庁日）から
使用する日の2週間前（土日祝日の場合は前開庁日）まで
※添付「使用の流れ」参照

イ 個人申込とグループ申込ができます。

グループ申込とは…
複数の出店者によりグループを構成して申込みことができます。
なお、すべての手続きはグループの代表者が行うものとします。

ウ 必要書類 各1部

名称	提出期限
A グループ申込書（添付様式）…グループ申込のみ	申込時
B 参加申込書兼誓約書（添付様式）	
C 管理地使用許可申請書（添付様式）	
D その他（必要に応じて提出） （例）・食品営業許可証（写し）	

- ③ 空き状況の確認について
名古屋市緑都市整備事務所再開発係まで電話（052-321-6222）にてご確認ください。
（受付時間：開庁日の午前9時～午後5時）

④ 提出方法等

ア 提出方法

必要書類を電子メール、郵送または持参にて提出してください。

イ 提出先

〒460-0022 名古屋市中区金山二丁目15番16号 名古屋市緑都市整備事務所再開発係 メールアドレス narumi-c@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

※必要書類を提出してから閉庁日を除き3日後までに連絡がない場合は、
電話（052-321-6222）での確認をお願いします。

- ウ 必要書類及び添付書類は返却しません。また、参加申込書をはじめと
いただいた個人情報は鳴海駅前市街地再開発事業に係る業務の目的以外に使用
しません。

(4) その他

- ① 使用に関し必要な費用は、すべて参加者の負担とします。
② 使用にあたっては、参加者自らの責任において関係法令等を十分調査し、関係法令等に違反しないようにしてください。

4 参加するにあたっての主な注意事項

(1) 制限

- ① 参加者が自ら催し等を行う場合に限り、第三者に権利等を譲渡することはできません。なお、グループ申込される場合は、当該グループを構成する出店者以外には使用できないものとします。
- ② 区画使用の場合、A街区B街区それぞれ1日8区画を上限とします。
- ③ 社会実験場所は全面禁煙です。
- ④ 土地の形質を変更できません。
- ⑤ 周辺施設・住宅へ十分配慮してください（煙や匂い、音や振動等）。
- ⑥ 市の指示には必ず従ってください。
- ⑦ 宗教活動を目的とした使用はできません。
- ⑧ 物品販売をする場合、次に該当するものは販売できません。
- ・動物
 - ・医薬品、医療機器、衛生用品等
 - ・金券、チケット等
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・その他、市がふさわしくないと判断したもの
- ⑨ 市が暫定利用での行為が適切でないと判断した場合は変更、中止を求める場合があります。また、市の求めに応じない場合は使用をさせない場合があります。

- ⑩ 使用の有無にかかわらず、使用料は支払っていただきます。
ただし、次に該当するときは既納の使用料の還付申請することができます。
ア 公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき
イ 天候不順、自然災害によって使用ができないとき
ウ 市が特に必要があると認めるとき

(2) 設備

- ① 照明、電気及び水道の提供はありません。各自でご用意ください。
- ② 貸出備品はありません。催し等で必要なものは各自でご用意ください。

(3) 維持管理

- ① 張り紙や看板、のぼりの設置については、市が認めた場所以外は禁止します。設置の希望、場所は事前に協議をお願いします。
- ② 車両の乗り入れは安全に留意し、必要最小限の車両のみとします。
- ③ 来場者用の駐車場はありません。路上駐車等の迷惑行為がないよう、公共交通機関の利用や近隣の有料駐車場の案内をしてください。
- ④ 使用後に清掃を実施してください。
- ⑤ 使用中に発生したゴミは当日に持ち帰ってください。なお、ゴミの処理に関する費用は参加者負担となります。
- ⑥ 加熱調理を行う場合は、必ずブース内に業務用消火器を設置してください。
- ⑦ 使用期間満了又は使用の取消がなされた場合は、自己の負担で、使用期間内又は市が指定する日までに速やかに原状回復を行ってください。ただし、原状回復が不要であるとして市が承認した場合はこの限りではありません。

(4) その他

- ① 来場者の安全性の確保を考慮して使用してください。
- ② 催し物等の内容に関する問合せ及び苦情については、参加者が責任もって対応してください。
- ③ 市又は第三者に何らかの損害を与えた場合は、参加者は市又は第三者が被った損害を賠償しなければなりません。
- ④ 社会実験場所で事故等が発生した場合は、速やかに市へ連絡するとともに、参加者が迅速に適切な対処をしてください。
- ⑤ 参加者は、参加者アンケート及び来場者アンケートを使用後速やかに市へ提出してください。
- ⑥ **新型コロナウイルス感染拡大防止に努めた使用をお願いします。なお、国又は県による緊急事態宣言の発令等の措置が発出された場合には、実施内容にかかわらず使用中止となる場合があります。**
- ⑦ **名古屋市域に警報（大雨、暴風、洪水）が発令されている時間及び発令される見込がある場合は使用中止してください。**

5 問合せ先

名古屋市緑都市整備事務所再開発係

TEL 052-321-6222 FAX 052-321-6211

メールアドレス narumi-c@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

社会実験場所図



参加申込書兼誓約書

鳴海駅前市街地再開発事業用地暫定利用者募集について、参加者として申し込みます。

なお、「鳴海駅前市街地再開発事業用地暫定利用者募集要項（社会実験その④）」記載の参加の要件を満たしていること及び参加に関する事項等について遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

住所.....

氏名.....

(法人の場合は所在地、名称並びに代表者の氏名)

.....(担当者名).....

.....(電話番号).....

(宛先) 名古屋市長

管 理 地 使 用 許 可 申 請 書	
年 月 日	
(あて先) 名古屋市長	
(申請者)	
住所	
フリガナ 氏名	
(法人の場合は所在地、名称及び代表者の氏名)	
裏面記載の事項を誓約し、以下のとおり管理地の使用許可を申請します。	
財 産 の 名 称 又 は 種 類	
所 在 地	
使 用 面 積	
使 用 目 的 及 び 用 途	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

注 使用許可により暴力団を利することとなると認めるときは、使用許可をせず、又は既になした使用許可の取消しをします。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(裏面)

申請にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

グループ申込書

グループ名			
グループ代表者	住所		
	氏名		
	連絡先		
	メールアドレス		

○出店者一覧

	出店者名	氏名	住所	連絡先	出店内容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

使用の流れ

①全体使用（イベント）

手順	時期	内容
問い合わせ	随時	空き状況照会、相談等
申込受付	使用月の3ヵ月前の月の初日から 使用日の3週間前まで	先着順 下記の書類を提出 ・企画書（任意様式）
事務所との打合せ	必要に応じて実施	実施内容（企画書）の詳細確認
必要書類提出	使用日の2週間前まで	下記の書類を提出 ・参加申込書兼誓約書 ・管理地使用許可申請書 ・その他必要書類
使用許可書受取り	必要書類提出後1週間程度	名古屋市より使用許可書と納入通知書を送付
使用料支払い	納入通知書記載の期日まで	納入通知書にて支払い
催し等の開催		
アンケート提出	終了後すみやかに	下記の書類を提出 ・参加者アンケート ・来場者アンケート

《申込受付期間》

使用する月の3ヵ月前の月の初日（土日祝日の場合は翌開庁日）から
使用する日の3週間前（土日祝日の場合は前開庁日）まで

使用月	申込期間
令和5年 4月	令和5年 1月 4日（水）～ 使用日の3週間前
5月	令和5年 2月 1日（水）～ "
6月	令和5年 3月 1日（水）～ "
7月	令和5年 4月 3日（月）～ "
8月	令和5年 5月 1日（月）～ "
9月	令和5年 6月 1日（木）～ "
10月	令和5年 7月 3日（月）～ "
11月	令和5年 8月 1日（火）～ "
12月	令和5年 9月 1日（金）～ "
令和6年 1月	令和5年 10月 2日（月）～ "
2月	令和5年 11月 1日（水）～ "
3月	令和5年 12月 1日（金）～ "

（例1）令和5年4月29日（土）に使用したい場合の申込期間
令和5年1月4日（水）～令和5年4月7日（金）

②区画使用（キッチンカー等）

手順	時期	内容
問い合わせ	随時	空き状況照会、相談等
申込受付	使用月の2ヵ月前の月の初日から 使用日の2週間前まで	先着順 下記の書類を提出 ・グループ申込書（グループ申込のみ） ・参加申込書兼誓約書 ・管理地使用許可申請書 ・その他必要書類
使用許可書受取り	申込後1週間程度	名古屋市より使用許可書と納入通知書を送付
使用料支払い	納入通知書記載の期日まで	納入通知書にて支払い
出店		
アンケート提出	終了後すみやかに	下記の書類を提出 ・参加者アンケート ・来場者アンケート

《申込受付期間》

使用する月の2ヵ月前の月の初日（土日祝日の場合は翌開庁日）から
使用する日の2週間前（土日祝日の場合は前開庁日）まで

使用月	申込期間
令和5年 4月	令和5年2月1日（水）～ 使用日の2週間前
5月	令和5年3月1日（水）～ "
6月	令和5年4月3日（月）～ "
7月	令和5年5月1日（月）～ "
8月	令和5年6月1日（木）～ "
9月	令和5年7月3日（月）～ "
10月	令和5年8月1日（火）～ "
11月	令和5年9月1日（金）～ "
12月	令和5年10月2日（月）～ "
令和6年 1月	令和5年11月1日（水）～ "
2月	令和5年12月1日（金）～ "
3月	令和6年1月4日（木）～ "

（例2）令和5年5月3日（水・祝日）に使用したい場合の申込期間

令和5年3月1日（水）～令和5年4月19日（水）

問合せ先

名古屋市緑都市整備事務所再開発係

TEL 052-321-6222 FAX 052-321-6211

メールアドレス narumi-c@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp